

運用リスク管理規程（平成 31 年規程第 15 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 2 年●月●日改正
経営委員会

新	旧																				
運用リスク管理規程	運用リスク管理規程																				
第 1 条及び第 2 条（略）	第 1 条及び第 2 条（略）																				
（基本方針）	（基本方針）																				
第 3 条 管理運用法人は、次の各号に掲げる事項を踏まえ、運用リスク管理を行うものとする。	第 3 条 管理運用法人は、次の各号に掲げる事項を踏まえ、運用リスク管理を行うものとする。																				
（1）及び（2）（略）	（1）及び（2）（略）																				
（3）資産全体、各資産クラス、各運用受託機関等のそれぞれの段階でリスク管理を行うとともに、 <u>資産全体及び各資産クラスごとにベンチマーク収益率を確保する。</u>	（3）資産全体、各資産クラス、各運用受託機関等のそれぞれの段階でリスク管理を行うとともに、資産クラスごとにベンチマーク収益率を確保する。																				
（4）経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、 <u>合理的な根拠を持つものでなければならない。</u>	（4）経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、 <u>決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。</u>																				
（5）及び（6）（略）	（5）及び（6）（略）																				
（収益目標）	（収益目標）																				
第 4 条 管理運用法人は、想定運用期間で、1．7％＋名目賃金上昇率の運用収益を確保する。	第 4 条 管理運用法人は、想定運用期間で、1．7％＋名目賃金上昇率の運用収益を確保する。																				
2 管理運用法人は、各年度における <u>資産全体及び各資産ごとのベンチマーク</u> 収益率を確保するとともに、中期目標期間においても <u>各々の</u> ベンチマーク収益率を確保する。	2 管理運用法人は、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても <u>各資産ごとの</u> ベンチマーク収益率を確保する。																				
（乖離許容幅）	（乖離許容幅）																				
第 5 条 ポートフォリオの資産構成割合について、乖離許容幅は下表のとおりとする。	第 5 条 ポートフォリオの資産構成割合について、乖離許容幅は下表のとおりとする。																				
<table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>外国債券</td><td>国内株式</td><td>外国株式</td></tr><tr><td>上限値</td><td>3 2 %</td><td>3 1 %</td><td>3 3 %</td><td>3 2 %</td></tr></table>		国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	上限値	3 2 %	3 1 %	3 3 %	3 2 %	<table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td></tr><tr><td>上限値</td><td>4 5 %</td><td>3 4 %</td><td>1 9 %</td><td>3 3 %</td></tr></table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	上限値	4 5 %	3 4 %	1 9 %	3 3 %
	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式																	
上限値	3 2 %	3 1 %	3 3 %	3 2 %																	
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																	
上限値	4 5 %	3 4 %	1 9 %	3 3 %																	

新						旧					
	中心値	2 5 %	2 5 %	2 5 %	2 5 %		中心値	3 5 %	2 5 %	1 5 %	2 5 %
	下限値	1 8 %	1 9 %	1 7 %	1 8 %		下限値	2 5 %	1 6 %	1 1 %	1 7 %
		債券	株式								
	上限値	6 1 %	6 1 %								
	中心値	5 0 %	5 0 %								
	下限値	3 9 %	3 9 %								
2 為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。						2 オルタナティブ資産については、資産全体の 5 % を上限とする。					
3 オルタナティブ資産については、資産全体の 5 % を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって 5 % の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認する。						3 前 2 項で定める乖離許容幅を超過した場合は、その範囲内に収まるよう資産構成割合の変更等を行う。変更等を行う場合には、市場の状況等を勘案することができるものとする。					
4 第 1 項で定める乖離許容幅を超過した場合は、その範囲内に収まるよう資産構成割合の変更等を行う。変更等を行う場合には、市場の状況等を勘案することができるものとする。						4 国内債券については、平成 3 0 年度計画を踏まえ、「国内債券＋短期資産」と読み替え、適用する。					
						5 為替ヘッジ付き外国債券については、平成 3 1 年度計画を踏まえ、乖離許容幅管理上、外国債券の資産構成割合から控除し、国内債券の資産構成割合に算入する。					
(運用リスクの把握)						(運用リスクの把握)					
第 6 条						第 6 条					
(1) 及び (2) (略)						(1) 及び (2) (略)					
(3) 複合ベンチマーク超過収益率						(3) 複合ベンチマーク収益率との乖離要因					
(4) ～ (7) (略)						(4) ～ (7) (略)					
2 ～ 6 (略)						2 ～ 6 (略)					
第 7 条及び第 8 条 (略)						第 7 条及び第 8 条 (略)					
(運用リスクの管理体制)						(運用リスクの管理体制)					
第 9 条 本規程に沿って、理事長を始めとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行する。						第 9 条 本規程に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行する。					
2 役職員による運用リスク管理に係る業務執行状況について理事長から経営						2 役職員による運用リスク管理に係る業務執行状況について定期的に経営委					

新	旧
<u>委員会に対して定期的に報告するとともに、著しい損害を及ぼすおそれの見込みがある時は、速やかに経営委員会に報告する。</u> 3 及び 4 (略) 第10条及び第11条 (略) 附 則 (略)	<u>員会に報告するとともに、著しい損害を及ぼすおそれの見込みがある時は、速やかに経営委員会に報告する。</u> 3 及び 4 (略) 第10条及び第11条 (略) 附 則 (略)

附 則（令和 2. ●. ●改正）
この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。